

令和3年12月1日
組合員 各位

圏友協同組合
事務局

外国人の入国に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

11月29日に政府より、コロナウイルス感染症の新たな変異型「オミクロン型」の世界での急拡大に備え、全世界からの外国人の新規入国を原則停止すると発表がございました。

以下、厚生労働省ホームページ「**水際対策強化に係る新たな措置（19）について**」より抜粋したものを記載いたします。

2. 外国人の新規入国停止

「水際対策強化に係る新たな措置（19）」（令和3年11月5日）（以下「措置（19）」という。）2. に基づく、外国人の新規入国に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国情前の事前の審査を、本年12月31日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する新たな審査済証の交付を行わないこととする。本年11月30日以降、本年12月31日までの間、この仕組みによる外国人の新規入国を拒否する。

3. 有効なワクチン接種証明保持者に対する行動制限緩和措置の見直し

（1）「措置（19）」1. に基づく、有効なワクチン接種証明保持者の特定行

動に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年 12 月 31 日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する審査済証の交付を行わないこととする。

つきましては、技能実習生及び特定技能者の入国申請の受付及び審査が令和 3 年 12 月 31 日まで停止となります。弊組合で予定しておりました 12 月からの入国申請も政府の方針に添って延期となりますこと、何卒ご了承下さいますようお願い申し上げます。

新たな入国に関する情報や動きがございましたら改めてご連絡させて頂きます。

敬具